

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なもの、及び昭和59年度以前に取得したものは原則として再調達原価としております。ただし、道路、河川、及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては備忘価格1円としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

2. 有価証券等の評価基準及び評価方法

①市場価格がない有価証券等

取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

3. 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

4. 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

②賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③退職給付引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手

当として支給された額の総額を控除した額を積立持分相当額として控除した額を計上しております。

④損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従って算定した額を計上しております。

⑤投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

イ ア以外のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

6. 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

7. 採用した消費税等の会計処理

税込方式によっております。ただし、水道事業会計は税抜方式によっております。

II. 重要な会計方針の変更等

1. 会計方針の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格

としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格 1 円に訂正しております。

2. 表示方法の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」の表示方法に合わせるため、大幅な表示の変更を行っております。

3. 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との適合をはかるため、資金の範囲に歳計外現金を追加しております。

この変更による資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」に与えている影響は次の通りです。

当期末資金残高の増加 361,556,678 円

III. 重要な後発事象

特に該当なし

IV. 重要な偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況

金融機関からの借り入れ等に対して次のとおり保証を行っております。

団体名称	総額	(うち確定債務額)	(うち未確定債務額)	未確定債務額のうち引当金計上額
茨城県信用保証協会	957,639 千円	0 千円	957,639 千円	5,054 千円
合計	957,639 千円	0 千円	957,639 千円	5,054 千円

V. 追加情報

1. 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する」）

2. 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円単位未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

3. 売却可能資産

売却可能資産の範囲は、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産としております。売却可能資産の当連結会計年度末の帳簿価額は次のとおりです。

土地	237,436 千円
----	------------